除雪トラック
（7ｔ級、4×4専用車、反転式アングリングプラウ)
仕様書

平成25年度
滑　川　市

除雪トラック（７ｔ級、４×４専用車、反転式アングリングプラウ）仕様書

概　要

この仕様書は、除雪トラック（７ｔ級、４×４専用車、反転式アングリングプラウ）に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は運輸省令昭和２６年第６７号（以降の改正分を含む）「道路運送車両の保安基準」に適合するものでなければならない。

ここに明記されていない箇所については滑川市（以下「甲」という）と物品供給人（以下「乙」という）が協議のうえ決定するものとする。

１．納入品目　除雪トラック（７ｔ級、４×４専用車、反転式アングリングプラウ）

２．納入台数　１　台

３．性　　　能（JCMAS T006 性能試験）

（１）除雪幅・フロントプラウ	2.8 m　以上
（２）プラウ除雪作業速度 （新雪ρ=0.08t/m3、除雪高 35cm において）	30 km/h　以上
（３）騒音レベル （ｵﾍﾟﾚｰﾀ耳元、無負荷、車両停止、機関最高回転速度、運転室扉窓密閉にて）	85 dB(A)　以下

４．主要諸元

（１）全　　長		11,500 mm 以下
（２）全　　幅		3,400 mm 以下
（３）全　　高（黄色灯火上端まで）		3,800 mm 以下
（４）最低地上高		240 mm 以上
（５）車両総質量	13,000 kg 以上	15,000 kg 以下
（６）最小回転半径（最外側車輪中心）		10 m 以下
（７）乗車定員		2 人 以上

5．車　　体

（1）機　　関

形　　式	水冷、ディーゼル機関	
最高出力		230 kW 以上

（2）駆動方式

形　　式	総輪駆動方式

（3）タ　イ　ヤ

形　　式	スタッドレスタイヤ

（4）運　転　室

構　　造	全鋼製密閉形
窓	（前）冬用ワイパーブレード付
	（後）冬用ワイパーブレード付
ハンドル位置	右ハンドル

6．除雪装置（プラウ）

（1）形　　式	油圧式反転付アングリングプラウ形
（2）構　　造	ストレート形平形刃先、鋼板円筒曲面構造
（3）能　　力	
切刃昇降範囲	地下 30mm～地上 450mm 以上（プラウ先端刃先部）
そり	除雪装置の接地状態を調整できるそりを有すること
安全装置	5分割シャーピン装着反転式
	左端部シャーピン自動装填式

7．計器類

（1）運行記録計（120km/h、機関回転数記録、7日計）	1式
（2）機関回転計（運行記録計組込型も可）	1式
（3）燃料計	1式
（4）水温計	1式
（5）充電警告灯	1式
（6）機関油圧計又は機関油圧警告灯	1式
（7）空気圧計又は警告灯	1式

8．照明装置類

（1）前部霧灯		2灯
（2）黄色灯火（散光式）	全幅 1,100mm 以上	1式
（3）タイヤ灯傘付（後輪）		1式

9．付属装置及び付属品

（1）メインスイッチ（バッテリー消耗防止）	1式
（2）床マット	1式
（3）タイヤチェーン	1式
（4）バックブザー（後方1mにおいて、音圧 80dB (A) 以上）	1式
（5）カーエアコン	1式
（6）標識板（300×570mm以上、車体後部取付）	1式
（7）スペアタイヤ取付台	1式
（8）スペアタイヤ	1式
（9）標準付属工具	1式
(10) 取扱説明書	1部
(11) 部品表	1部
(12) 履歴簿	1部
(13) 旗棒（プラウ左右両端取付）	1式

10. 塗　　装

富山県建設機械塗装基準による。（Ｆ２２－８０Ｘ）

11. 検　　査

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。

ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が判る資料により検査する。

また甲は、乙に対し上記検査以外に必要に応じて試験記録などを求めたり、中間検査を行うことがある。

検査に要する器具、人員等は乙において準備するものとする。

12. 保　　証

納入後1箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、乙は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定める保証期間が1箇年以上にわたる場合はそれを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、甲と乙が協議のうえ、乙に無償修理を行わせることがある。

13. 納入場所

滑川市スノーステーション（滑川市　柴　地内）

14. 納入期限

平成２６年３月２０日までに納入および検収を終えるものとする。

15. その他の事項

（1） 製造期日等の指定

納入機は新品でなければならない。

（2） 灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

イ）黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について（昭和 55 年 6 月 5 日付け、建設省機発第 473 号(以降の改正分を含む)）」に準じるものとする。

ロ）黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

（3） 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

（4） 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については乙が行うものとする。また、これらにかかる費用は乙の負担とする。

ただし、これにより難い場合は甲の指示を受けるものとする。

（5） 建設機械番号及び国土交通省補助除雪機械の表示

イ） 建設機械番号の表示（別図－１参照）

形状等は、甲より別途指示する。

ロ） 国土交通省補助機械の表示（別図－２のイ）、ロ）参照）

形状等は、甲より別途指示する。

ハ） 表示位置

本体部　　　両側面の適当な位置

プラウ部分　　　プラウ後面右上部の適当な位置

（6） 滑川市の表示

滑川市の表示は、機械の大きさ、構造等を考慮してなるべく大きく記入するものとする。

また、機械の前後についても、記入スペース、標識等を考慮して、可能な限り記入するものとする。

なお、側面に表示する文字は、原則として進行方向から読むように表示するものとする。

（7） 機械名の表示

機械名の表示を、機械の大きさ、構造等を考慮して記入するものとする。

なお、側面に表示する文字は、原則として進行方向から読むように表示するものとする。

16. 諸費用の負担

現有の除雪トラックについては乙が下取りするものとし、処分手続きに関する諸費用は乙の負担とする。

(1) 品　　目　　除雪トラック（７ｔ級）
(2) 登録番号　　富山１１た３４８５
(3) 製造年月　　平成５年１１月
(4) 走行キロ数　１６，４９７ｋｍ
(5) 保管場所　　滑川市スノーステーション

（参　考）

オプション一覧表

項　　目	オ　プ　シ　ョ　ン　仕　様	数量
5. 車体 (3) タイヤ	スタッドレスタイヤ	1式
5. 車体 (4) 運転室 窓	（前）冬用ワイパーブレード	1式
	（後）冬用ワイパーブレード	1式
6. 除雪装置 (1) 形式	アングリングプラウ形	1式
6. 除雪装置 (3) 能力	反転エッジ	1式
	シャーピン自動装填装置（左端部）	1式
9. 付属装置及び付属品	メインスイッチ（バッテリー消耗防止）	1式
	床マット	1式
	タイヤチェーン	1式
	カーエアコン	1式
	スペアタイヤ	1式

※1台当

富山県建設機械塗装基準

（適用範囲）

第１条　この塗装基準（以下「基準」という。）は、建設機械整備費補助、県単道路維持修繕支弁の建設機械の塗装表示に関し、一般的で標準的なものに適用する。

（塗装仕様）

第２条　塗装仕様は、別表－１のとおりとする。

（塗　　色）

第３条　塗色は、別表－２のとおりとする。

（表示文字の形式及び色）

第４条　表示する文字は、原則として丸ゴシック体で白色または黒色とする。

（白 帯 帯）

第５条　白帯帯は、幅 15cm の帯状の直線で大略水平なものとし、原則として車側窓下部及びボンネット、キャブ全長にわたって表示するものとする。

（白帯帯内の文字等）

第６条　文字寸法は縦横 10cm、文字幅は 11～12mm とし、白帯体内の中央部に以下の表示を行うものとする。

２　富山県章と「富山県」を表示する。

（バンパ等の塗色）

第７条　車体前後部のバンパまたはこれに類する部分には、原則として別図－１に記す要領により塗色を行うものとする。

また、車体後部の赤色部分を原則として反射塗料を使用するものとするが反射塗料に代えて反射テープを使用することができる。

（作業装置等の危険表示の塗色）

第８条　機械本体または作業装置の一部について危険防止のため、特に必要と認めた場合、原則として別図－２のように危険表示を行うものとする。

ただし、除雪機械の作業装置の回転部、プラウ前面は赤色とする。

（建設機械番号）

第９条　建設機械番号を表示する場合は、両側面の適当な位置に表示するものとする。

（メーカー名等）

第10条　メーカー名、モデル名等は表示しないものとするが、機械管理上表示する必要がある場合は極力小さく少なくするものとする。

（その他）

第11条　この基準に明記していないものは、必要により適宜その方法を定めて表示するものとする。

別表－１

塗　装　仕　様

	塗　装　仕　様
前　処　理	第１種ケレンに相当する脱錆、並びにアルカリ洗剤等による洗浄脱脂を行う。
表面処理 及び下塗	前処理後ただちに皮膜化成、又は、プライマによる表面処理を行う。 皮膜化成後の下塗りは電着塗装とする。 プライマは、１～２回塗りとする。高温部においては、耐熱プライマとする。
パテ修正 及び中塗	パテ修正を行う場合はパテが完全に乾燥した後、水研きを行いプライマを１～２回塗る。 サーフェサは塗装系に応じて１～２回塗るものとする。
仕上塗装	フタル酸樹脂系塗料又はこれと同等性能以上を有する塗料を２～４回塗りとし、機械内部及び下面については１～２回塗りとする。 高温部は、300～600℃の耐熱塗料を１～２回塗るものとする。

別表－２

塗　色

	上塗色（機械外面）	運転室内面
道路維持作業車	Ｇ２２－８０Ｘ	夜間作業時に照明等による幻惑のないように暗色系の塗装を標準とする。
除雪用機械	Ｇ２２－８０Ｘ	

上記塗色は、日本工業会塗料用標準見本表（2013 年度版）の色番号を表している。標準色が改訂された場合は、L16-346（1985 年度版）に相当する塗色とする。

別図１　建設機械番号寸法図

別図２「国土交通省交付金除雪機械」の表示

（イ）

（ロ）

（ハ）

車両前後部の赤白縞

注）車両後部の赤色部分は、原則として反射塗料（反射テープも可）とする。

別図－１　道路維持作業用自動車の塗色要領図

注）黄色部分は、反射塗料とすることができる。

別図－２　作業装置等の危険表示の塗色要領図